

南伊勢町産業振興促進計画

令和2年2月25日作成

三重県南伊勢町

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

本町は、紀伊半島沿岸東部、三重県の東南部に位置し、東は志摩市、北は伊勢市、度会町、西は大紀町に接しており、南は熊野灘に面してリアスの海岸を有し、その海岸線を中心に町域の約6割が伊勢志摩国立公園に指定され、良好な環境が保たれている。

町の人口は、国勢調査によると、昭和35年に32,071人であった本町の人口も平成27年には12,788人にまで落ち込んでいる。

就業人口の推移をみると平成2年と比較した産業別人口は、第1次産業で3,182人から1,109人に減少し、第2次産業では、3,290人から1,038人に減少し、第3次産業では4,149人から3,178人に減少している。

その大きな要因は、町の基幹産業の役割を担ってきた柑橘類を中心とした農業や遠洋・沿岸漁業及び養殖漁業の経営環境悪化や高齢化による就業者数の減少が続く中で、平坦地が少ないという本町の地形やインフラ整備の立ち遅れなどから製造業の企業立地が進まなかったこと、また、近隣市町を含めても通勤可能な就業場所が十分に得られなかったことなどにより、若年層を中心として、都市部への人口流出が続いたことにある。

長引く不況の影響から業務の縮小と厳しい競争環境の下、事業所数・従業者数は減少傾向であり、今後も地域経済の活力の低下が懸念されている。

産業を支える担い手が高齢化し、就業者数並びに生産額とも下降傾向にある中、後継者を育成し、第1次産業の再生を図り、本町の産業各分野が持続的に発展していくためには、就業者にとって魅力ある第1次産業につくり直す必要があり、従来の第1次産業のやり方にとらわれず、様々な職種の仕事を生み出していくことが重要である。

また、未経験の若者を受け入れられる業のあり方を開発することも急務になっており、ICTを活用した省力化、AIを活用した高付加価値化を積極的に活用しつつ、他にはない南伊勢町の資源を最大限に活用した基幹産業である農林水産業をはじめ、製造業、食品関連産業、観光業の更なる振興を図ることが重要である。

このため、平成27年に本町の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

（2）前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本町が平成27年に認定された南伊勢町産業振興促進計画（平成27年度～31年度。以下「前計画という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定した。

〈南伊勢町〉

- ・ 工業用機械等の取得等にかかる特別償却制度等の町内事業者への周知及び商工会等と連携した利用相談による設備投資の促進
- ・ 振興対象業種に対する固定資産税の不均一課税措置促進
- ・ ホームページ等による情報発信
- ・ 6次産業化の推進や付加価値の高い農林水産物の開発、漁港・漁場など生産基盤の整備促進及び就労者の高齢化への対応のための人材育成
- ・ 農業体験、林業体験、漁業体験等、他産業と連携した、更なる体験観光の充実

〈三重県〉

- ・ 半島振興実施地域における、工業用機械等の取得等にかかる特別償却制度の周知等を徹底し、事業者の設備投資の促進、事業税等の不均一課税の実施
- ・ 企業投資促進制度の利用による企業誘致や設備投資の促進

〈関係機関〉

- ・ 南伊勢町商工会による事業所間の交流、経営改善の指導・研修会の実施
- ・ 三重外湾漁業協同組合による稚魚放流や漁場の維持保全等の実施、高付加価値な水産物の開発や販路拡大の推進による地域水産業の活性化
- ・ 伊勢農業協同組合による農産物のブランド化と個性ある農作物づくり
- ・ 南伊勢町観光協会による、体験型観光メニューの充実。観光イベントの開催や積極的な観光情報の発信
- ・ 国・県との連携による特定農業団体などの育成、支援
- ・ 商工会との連携による地場産業の再生と町の特色を生かした新たな産業・事業の創出

- ・ 近隣市町と協働しながら企業の誘致

【目標】

業種	施設投資件数 (件)	新規雇用者数 (人)
旅館業	2	4
農林水産物等販売業	2	10
製造業	1	20
情報サービス業等	1	3

イ 目標の達成状況

前計画の期間においては、各分野 において振興が図られ、令和元年度末時点で次のような 達成状況となった。

業種	施設投資件数 (件)	新規雇用者数 (人)
旅館業	0	0
農林水産物等販売業	0	0
製造業	0	0
情報サービス業等	0	0

【成果及び課題】

- ・ 税制優遇措置等の周知や企業立地の推進を行ったものの、企業立地の適地の少ない状況もあり設備投資が伸びず、情報サービス業を誘致するためのインフラ整備も進まなかったことから目標とした業種における設備投資が進まなかった。
- ・ 半島税制は利用されなかったものの企業立地支援等により農林水産物販売業で1件の設備投資や製造業において、1件の設備投資及び20人の雇用、旅館業で2件の設備投資があり、現在も旅館業で1件の設備投資が見込まれている状況である。
- ・ 6次産業化や付加価値の高い農林水産物の開発の取組を行い、半島税制以外で1件の設備投資と20人の雇用につながった。現在の海苔の陸上養殖など新たな農林水産業の開発のための企業誘致が進んでいる状況である。
- ・ 農林水産業と観光業が連携した新たな事業者も出てきてはいるが、設備投資につながる事業者の創業にはつながらなかった。今後も農林水産業と観光業が連携した新たな観光商品を開発し、農林水産物販売業や製造業、旅館業などにおいて設備投資が進むよう取り組みを進めていく必要がある。
- ・ 町の補助金を活用した起業を行う事業者もあったが、半島税制の対象外の事

業者であったり、周知不足により半島税制を活用されないなどの課題があった。

- 一方で、一部業種においては、半島税制は利用されなかったが、過疎地域自立促進特別措置法に基づく地方税の課税免除等に係る減収補填措置により4件の設備投資が行われた。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本町は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) インターンシップなど就業や後継者育成支援の強化
- (ii) 町内にある資源や光ファイバー網等を活用した企業誘致や創業、設備投資等の事業拡大の支援
- (iii) 6次産業化の推進、付加価値の高い農林水産物の開発支援
- (iv) 町民、観光事業者、農林水産事業者などの多様な主体が連携した新たな観光の仕組みの構築
- (v) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進

2. 計画の対象とする地域

本計画の対象となる地域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された南伊勢町内全域とする。

3. 計画の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。
ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおり

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農業においては、温暖な地形を生かした、みかん栽培、花卉栽培、畜産業および兼業農家を中心とした水稻栽培など多彩な取組を行っている。

平成27年農林業センサスによれば、本町の農家戸数は218戸であり、平成17年の調査から40.8%の減少となっており、農業従事者の高齢化と後継者不足による影響と考えられる。

林業においては、木材需要の不振や林業従事者の高齢化と後継者不足など、林業経営の環境は依然、厳しいものがある。

漁業については、古くから定置網・刺し網・一本釣りなどの沿岸漁業が営まれていたが、近年においては、藻場の減少等により沿岸漁業は低迷し、まき網漁業や養殖漁業がその主体となっている。平成27年漁業センサスによれば、漁業就業者は1,144人であり、平成15年の調査から37.5%の減少となっており、漁業従事者の高齢化と後継者不足による影響と考えられる。

また、農林漁業では、近年、他の産業との結びつきにより、生産（第1次産業）から加工（第2次産業）、流通販売（第3次産業）を総合的に行う6次産業化の推進を目指している状況である。

そのため、農業、林業、漁業においては、まず担い手の育成や経営基盤の強化の促進、生産技術の向上を図ることが求められている。また国内農林水産物の価格低迷や消費者ニーズの変化、地域間競争の激化等を踏まえ、農林水産物のブランド化や農林水産業と観光が連携した体験観光の更なる促進等を行い、経営の安定化を図ることが必要である。

また、平成31年4月から森林経営管理法が制定されたことから、適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、それが出来ない森林については経営管理を町が行うことで森林の適切な施業を行う必要がある。

このような中、農林水産物等販売事業については、消費者ニーズに対応した魅力ある商品の開発や6次産業化等を進めるとともに、施設投資等を行い必要な施設整備や販路の拡大を進めることが必要である。

(2) 商工業（製造業を含む）

商業において、平成28年経済センサスによれば、本町の小売業事業所数は183事業所で、従業者数は825人であり、1事業所あたりの従業員数は4.5人と極めて小規模である。周辺市町への郊外型大型店舗の進出に加え、ライフスタイルの多様化、情報社会の進出、流通システムの変革等、環境は大きく変化しており、町内の地元小売店の活用が少なくなっている。

工業においては、平成30年工業統計によると、本町の製造業事業所数は10事業所、従業員数は201人、製造品出荷額は168,876万円である。

そのため商業においては、地域資源を活用した商品開発や販路拡大などに取り組む商業者を支援し、雇用増加を促進する体制の整備が必要であり、工業においては、今後も地元雇用に結びつく効果的な企業の誘致活動促進が必要である。

また、グローバル化の渦中であって厳しい競争環境に置かれている本町の製造業にとって、常に時代の変化に対応しながら、技術的な向上、製品開発力の強化

を実施することが求められている。また本町の事業所は財政基盤が強いといえな
い事業者も多い中、設備や施設の老朽化の解消や、新たな設備を設置するなど省
力化・生産性の向上を行うこと求められている。

■情報通信業（情報サービス業等を含む）

本町においては、ケーブルテレビ網を整備しており、地上デジタル放送難視聴
の解消を図っている。またケーブルテレビの行政チャンネルを通して、より生活
に密着した行政・文化・教育・災害・緊急時などの情報発信を行っている。

情報サービス業については、平成28年経済センサスによると、1事業所で従
業員数3名と極めて小規模となっている。

令和元年度には本町の全域において、光ファイバー網が整備されることから、
今後はサテライトオフィスの誘致や住民から産業まで幅広く効果的に情報通信
技術を活用できよう情報通信基盤の整備推進に努める必要がある。

■観光（旅館業を含む）

平成30年の観光客入込数は延べ283,604人で、このうち宿泊客数は2
1,677人であり、観光客入込数は年々増加しているが、平成30年の伊勢志
摩国立公園全体での観光客入込数が1720万人となっているなか、南伊勢町は
28万人という状況である。また、旅館業を営んでいる事業所は24事業所であ
る。

本町の約6割が伊勢志摩国立公園に指定されており、海・山などの観光資源を
持ち合わせているものの、資源周辺的环境整備が不十分であることなどから、せ
っかくの資源が有効に活用されていない状況にある。さらに個々の資源相互の結
びつきが弱く、観光利用の受け入れ態勢も不十分な状況にある。

また、観光の取組として、自然環境や農林漁業や食文化を生かした体験型観光
を実施するなど、地域の活性化を図っているところである。

そのため、旅館業や飲食サービス業をはじめとする観光関連産業においては、
地域資源を活用した総合的な施策をどのように展開していくかが求められてお
り、また、観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保していくため、
宿泊施設などの老朽化の解消や整備、観光商品の開発と交通アクセスの整備等
を進めていくことが求められている。

5. 計画区域において振興すべき業種

本計画における産業振興の対象業種を製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情
報サービス業等とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等の役割分担及び連携

(1) 農林水産業（農林水産物販売業を含む）

取組事業	説明
農林水産業の新たな展開事業	6次産業化の推進、付加価値の高い農林水産物の開発支援を行う
漁業生産基盤の整備及び海岸保全対策の推進事業	漁港・漁場など生産基盤の整備を行う
多様な担い手の育成確保事業	就労者の高齢化への対応のための人材育成に取り組む

実施主体・主な役割	
町	農林漁業における6次産業化の推進 付加価値の高い農林水産物の開発 漁港・漁場など生産基盤の整備 就労者の高齢化への対応のための人材育成の実施
漁業協同組合	カサゴ、クロダイ、アワビなどの稚魚放流の実施 漁場の維持保全等 高付加価値な水産物の開発や販路拡大等地域水産業の活性化
農業協同組合	農産物のブランド化と個性ある農作物づくり
観光協会	体験型観光メニューの充実

(2) 製造業

取組事業	説明
雇用を創出する新たな仕事づくり	町内にある資源を活用した企業誘致や、創業や設備投資等の事業拡大を支援することで、町内に仕事をつくります。また、地元就職の促進や若者等のインターンシップへの支援を実施し、就業機会の拡大を図ります。
商工団体活動への支援	南伊勢町商工会が実施する経営改善普及事業、総合振興事業、小規模事業者経営改善資金利子補給事業を支援します。

実施主体・主な役割

町	企業誘致活動の実施 創業・事業拡大等への支援 若者の就業機会の支援 町の融資・補助制度の実施 起業相談窓口の設置
商工会	町の融資・補助制度の斡旋

(3) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
観光による新たな価値の創造事業	町民、観光事業者、農林水産事業者などの多様な主体が連携し、新たな観光の仕組みづくりを行なう
観光地の魅力づくり事業	地域の多様な主体と協働し、体験型観光をはじめとした地域性豊かな観光商品等の情報発信を行う
観光社会基盤の整備事業	観光社会基盤の整備に取り組む

実施主体・主な役割	
町	町民、観光事業者、農林水産事業者などの多様な主体が連携し、新たな観光の仕組みづくり 農業体験、林業体験、漁業体験等、他産業と連携し、更なる体験観光の充実 観光社会基盤の整備
観光協会	体験型観光メニューの充実 観光イベントの開催や積極的な観光情報の発信

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
雇用を創出する新しい仕事づくり事業	町内で光ケーブルでのインターネットサービスの利用が可能になることから、空き施設を活用したサテライトオフィスの誘致を進める。

実施主体・主な役割	
町	企業誘致活動の実施 創業・事業拡大等への支援
商工会	町の融資・補助制度の斡旋

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	町内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する

実施主体・主な役割	
町	工業用機械等の取得等に係る特別償却制度等の町内事業者への周知や利用相談を商工会と連携しながら実施し、設備投資を促進する。また、固定資産税の不均一課税の措置を行うとともに、ホームページ等による情報発信に努める
県	<p>三重県においては、企業投資促進制度を活用し、成長産業分野やマザー工場、研究開発施設などの付加価値の高い拠点誘致と設備投資の促進を図っており、誘致活動において租税特別措置を併せて案内することにより活用を推進している。</p> <p>中でも、当町を含む地域については、三重県の北勢、中勢地域に比較して要件が緩和された「地域資源活用型産業等立地補助金」を設けており、地域資源を活用した企業誘致や設備投資の積極的な促進により地域産業の活性化に寄与している。</p> <p>また、三重県が実施する地方税の不均一課税の取り扱いについては、県ホームページに情報を掲載するとともに、制度説明用パンフレットを作成し、県内8か所すべての県税事務所窓口で配布するなど、周知を図っている。</p> <p>さらに、県産業振興部局と税務担当部局が連携して、三重県内で企業向けに実施する各種支援制度にかかる説明会などの場も新たに活用して、引き続き制度活用に向けた普及啓発を積極的に行っていくこととしている。</p>
商工会	事業所間の交流や経営改善の指導、研修会などを実施する。

7. 計画の目標

本計画期間中の目標値について、次のとおり目標を設定する。

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規設備投資件数	3件
----------	----

(2) 雇用・人口に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規雇用数（旅館業、農林水産物等販売業、製造業、情報サービス業等）	8名
転入者数（20歳～44歳の年代を移住により増加させる人数）	50人

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

①説明会の実施	・町内商工会等を対象とした各種支援制度にかかる説明会などを年1回以上実施する。
②情報発信	・町のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、町広報紙等にて1回程度確定申告時期に合わせて情報発信を実施する。
②事業者への直接周知	・税務及び企業誘致の部署窓口で半島税制に関する周知資料を常設し、利用相談会などを年1回以上開催し、相談事業者に対して口頭による制度説明を行う。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本町総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考資料等

・総人口の推移（単位：人）

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	20,933	19,673	18,235	16,687	14,791	12,788
年少人口	3,207	2,821	2,367	1,814	1,300	860
（14歳以下）	15.3%	14.3%	13.0%	10.9%	8.8%	6.7%

生産年齢人口	13,530	11,899	10,193	8,623	7,101	5,644
(15歳～64歳)	64.6%	60.5%	55.9%	51.7%	48.0%	44.2%
老年人口	4,196	4,953	5,675	6,250	6,387	6,278
(65歳以上)	20.1%	25.2%	31.1%	37.4%	43.2%	49.1

資料：国勢調査

(2010年の総人口には年齢「不詳」を含むため、総人口と年齢階層別人口の合計が一致しません。)

区分	平成27年10月～ 平成28年9月	平成28年10月～ 平成29年9月	平成29年10月～ 平成30年9月
社会増減数	△154人	△147人	△132人
自然増減数	△202人	△224人	△249人
全体	△356人	△371人	△381人

資料：国勢調査、三重県月別人口調査結果

・産業別就業人口の推移(単位：人)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業人口	10,621	9,972	8,486	7,498	6,092	5,325
第1次産業	3,182 29.9%	2,986 29.9%	2,255 26.6%	1,778 23.7%	1,317 21.6%	1,109 20.8%
第2次産業	3,290 31.0%	2,727 27.4%	2,188 25.8%	1,777 23.7%	1,268 20.8%	1,038 19.5%
第3次産業	4,149 39.1%	4,259 42.7%	4,043 47.6%	3,943 52.6%	3,507 57.6%	3,178 59.7%

資料：国勢調査

・観光入込客数

年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
観光客総体	284,333人	288,935人	286,292人	283,604人
日帰り客	257,067人	258,829人	260,862人	261,927人
宿泊客	27,266人	30,106人	25,430人	21,677人

資料：観光商工課調べ